

令和5年度 第3回盛土に関する専門委員会

議 事 録

日時：令和6年2月8日（木） 10:00～11:45

場所：福岡市赤煉瓦文化館 会議室3（2階）

出席：笠間 清伸（委員長）九州大学工学研究院防災地盤工学研究室 教授

榮 京子（委員） よつば法律事務所 弁護士

水野 秀明（委員） 九州大学大学院農学研究院 准教授

村上 哲（委員） 福岡大学社会デザイン工学科 教授

中牟田 はと子 農林水産局総務農林部長

野見山 聡 農林水産局総務農林部森づくり推進課長

岩倉 りえ 市民局防災・危機管理部防災推進課長

柴田 桂 住宅都市局建築指導部長

尾本 安彦 住宅都市局都市計画部都市計画課長

岳本 美保 住宅都市局建築指導部開発・建築調整課長

田村 紀人 住宅都市局建築指導部盛土指導課長

会議次第

（1）開 会

（2）議 事

- ・ 前回の審議内容について
- ・ 区域指定の考え方について
- ・ 条例による技術的基準等の上乗せについて
- ・ 運用にあたり条例に定める事項（住民説明等）について
- ・ 既存盛土等調査について
- ・ 大規模盛土造成地調査について

（3）事務連絡

（4）閉 会

令和 5 年度 第 3 回盛土に関する専門委員会

事務局 : 資料の確認

それでは、ここから司会の進行を委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 : 今回は第 3 回目の専門委員会ということで、かなり資料も充実してきたのではないのでしょうか。我々が決めていかないといけないことも増えてきましたが、今回、お正月に起こった能登の地震で、宅地の盛土の被害がメディア、報道等されていますように、今後、盛土に関することは非常に重要視され、法的に厳しく規制がかかってくるのではないかと考えています。九州で福岡市が最初にこの取り組みをされているので、九州の中でお手本的な扱いになるのではないかと思います。皆さんからたくさん意見をいただいて、よりいいものにしていきたいと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

委員長 : まず、前回の第 2 回の議事録について、既に送付していただいていますので、特に意見がなければこちらは議事録として確定したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(特に意見等なし)

それでは議事録については、前回の資料とあわせて後日福岡市のホームページで公開となる予定です。それでは具体的な審議記事内容に入っていきたいと思います。今日の議事は 1 から 6 までありまして、(1) が前回の審議内容について (2) が「区域指定の考え方について」、(3) が「条例による技術的基準等の上乗せについて」、(4) が「運用に当たり条例に定める事項 (住民説明等) について」、(5) 「既存盛土等調査について」、(6) が「大規模盛土造成地調査について」ということ、いくつか区切って進めていきたいと思います。まずは (1) の「前回審議内容について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 事務局より資料 1 「前回の審議内容について」説明

委員長 : 前回の審議内容について事務局より説明していただきました。資料 1 で、区域指定の考え方、技術基準の上乗せ、大規模盛土造成地調査について意見をいただいて、これらの意見を反映させた形で今日の資料ができ上がっているイメージだと思います。私の意見が抜けていますよということであれば言っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

(特に意見等なし)

それでは具体的な審議内容に入っていきたいと思います。2 つまとめて進めたいと思います。(2) の「区域指定の考え方について」と (3) の「条例によ

る技術的基準等の上乗せについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局 : 事務局より資料 2「区域指定の考え方について」、資料 3「条例による技術的基準等の上乗せについて」説明

委員長 : まずは資料 2 の「区域指定の考え方について」のところで、福岡市を緑の領域とオレンジの領域、特定盛土等規制区域（以下、特盛区域）と宅地造成等工事規制区域（以下、宅造区域）に区分けすることになります。それにあたって、集落の単位をどうするのかということがありましたが、福岡県の周りの市町村と合わせた方がいいということで、50 戸以上で作図いただいています。2-1 の資料を見ると、白になっている空白地帯は特盛区域か宅造区域のどちらかに指定し、空白地帯が無いような形で決めましょうというのが方針となっているようです。2-2 の資料は、集落が 50 戸以上、25 戸以上、10 戸以上でどれぐらい面積が変わってくるのか、特盛区域と宅造区域の面積比を出しているのですが、あまり大きく変わるものではないので、周りの市町村と足並みをそろえることも考慮されているということだと思います。2-3 の資料は、空白地帯が具体的にどの辺りにあるのかをお示ししていただいているのですが、基本的に、アクセス道路が無いとか、海岸沿いの山手の方とか無人島であるとか、こういったところが空白地帯として残ると。一番上の写真に玄界島や宮浦地域がありますけど、多分この辺りは特盛に囲まれているので、特盛区域にしましょうというご提案だったと思います。2-4 は、区域指定を分かりやすいところで境界線を引かないといけないので、周りに川や水路がある場合は、具体的に区分けの境界線を住民市民の人に分かりやすくするために、ピンクの点線で示されているように設定しましょうということでイメージが示されています。付近に河川・水路があるケースは、目印になるものが多いので、割と決めやすいのですが、付近に道路や尾根があるケースは、どこを基準に線を引くのか少し苦労されているのかなという感じがします。一応、ざっとですが私の方から説明させていただきました。何か質問とかご意見はございませんか。

（特に意見等なし）

それでは、3 つ目の資料、今度は区域を指定し終わった後に、それぞれについて技術的基準を上乗せしようというものです。これが国の提案しているものと福岡市が提案をしているもので若干違いがあり、より厳しい基準となる、福岡市が運用している土砂条例に合わせて、赤字でくくったところの赤字で示した規模要件を切り下げるというものです。上の表では、それぞれの区域の盛土等について、ここに該当するものは届出・許可・中間検査・定期報告が必要だと「規模要件」を示しており、中間検査や定期報告については、左下の「中間検査・定期報告の項目及び頻度について」というところに挙げられています。これについても、赤字で示しているものを追加の報告対象としているという状況になります。いかがでしょうか。何かご意見とか、よく分からなかったという

ことはありませんか。確か、前回水野先生から、土砂を仮置きしているようなところで、表層が壊れて流れたりすることがあるので、表層処理が必要ではないかというご意見があったかなと思います。その後、色々調べて事務局の方にも教えてもらったりしましたが、この土砂の堆積の方はどちらかというと土砂の堆積の厚さが変わったりするので、どちらかというと表層に処理をするというよりは、まずはフラットなところに堆積させて、仮にその表層が壊れたとしても、両脇に溝みたいなものをつくって、そこで受け止めるような、高さが変わることを前提にそういう規定をされているようなイメージです。盛土は高さが決まって、表層処理をしないとイケないという形になりますが、3-2の資料右側の「土石の堆積に関する規定」の三に「堆積した土石の周囲に～空地（勾配が十分の一以下であるものに限り）を設けること。」とあり、空地を設けてそこで受けとめて堆積させようというのが一番わかりやすいですね。「堆積した土石の崩壊を防止するために土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行う」、フラットなところに堆積させる、そういったところに違いがあるのかなと思いました。いかがでしょうか。

委員 : 前回の指摘を反映していただいて、大変ありがとうございます。3-1の資料ですが、右側の「3. 技術的基準の上乗せについて」で、「雨水流出抑制施設の設置」と書いてあります。特に、最大流量を流下させる話が出ていて、それが流せない場合は調整池の設置の通知とか色々記載をしていただいている、だいぶ反映していただいているのかなと思っています。特に問題になるのは、特盛区域のところですが、「1. 規模要件の切り下げについて」の表と「3. 技術的基準の上乗せについて」の表は別にリンクしているわけではないですよ。許可する時には一応、この雨水流出抑制施設があるかどうかというのが必ず確認されるという解釈でよかったですか。

委員長 : 1. と 3. の表の関連性のことですね。

事務局 : 1. の「規模要件の切り下げについて」は、許可の対象となる盛土の規模要件を決めております。3. の「技術的基準の上乗せについて」は、特盛区域でも宅造区域でも技術的基準は一緒で、その技術的基準を上乗せする項目を示しており、1. の規模要件によって許可の対象になったものは、3. の技術的基準で確認を行うという事になります。

委員 : 分かりました。

委員長 : 3. には少し詳しいことが書かれているということですね。擁壁の設置や雨水流出抑制施設を設置するのであればここに書かれる内容を守るよう、もう一段階厳しくするというか、きちんと条例等で規制をかける措置するということですね。

事務局 : はい。

委員 : 概略的な方針は賛同するところがあります。3-1の「擁壁の設置」に「盛土又は切土で高さが1m超の崖が生じる場合は、擁壁を設置すること」とありますが、最近の技術では補強土壁などその他による土留めの方法があるので、ここに書くと擁壁に限定してしまわないかなと思います。擁壁じゃないから駄目ですではなくて、補強土壁など、もっと新しい技術でできるところはどんどんやってください、みたいなメッセージを出した方がいいのではないかなと思いました。

委員長 : ありがとうございます。他にございませんか。そうしたら、一旦先に行きましようか。次の項目までが関連するものだと思います。実際運用していく時に、後でもめないよう、付随する事項を決めておきましょうというのが次の内容だと思います。よろしくお願いします。

事務局 : **事務局より資料4「運用にあたり条例に定める事項について」説明**

委員長 : まず、4-1が許可を受けたけど、長いことほったらかしにしているものをどう扱うかという長期未完了案件ですね。ここで挙げられているのは、10年が経過すると、工事が続けられるのか、その意思はあるのかを確認して、許可を取り消すというものです。ちょっと気になったところを言うと、許可を取り消したら、元の状態に戻さないといけないとか何かあるのでしょうか。

事務局 : 工事が着手されていなければそのままですが、例えば切土の途中中断してしまうというような状況であれば、元に戻すのは現実的ではないため、その時の状況に応じた安全対策をした上で取り消すという形になると思いますが、それはその都度、確認しながら判断することになると考えています。

委員長 : 分かりました。盛土なのか切土なのかによっても元に戻した方がいい時と悪い時があって、状況に応じて判断されるのがいいのかなと思いますが、10年というのはどういうところからきているのですか。

事務局 : 例えば、開発の許可の場合、5haを超えるような大規模な盛土でも工期は3年から4年ぐらいです。しかし、社会情勢などにより計画どおりに工事が進まないというような状況もあるので、最大3、4年の工期に余裕を見込んで、開発許可条例と同様に10年としています。

委員長 : 分かりました。4-1の右手にある2番目の開発条例の中の10年というのを参考にして合わせているということですね。多分未完了案件、出てくるような

気もします。それでは、今度は4-2のところですか。こういう盛土や土砂の堆積の許可を受ける時に住民説明が必要ですよということで、住民への周知の方法、標識の掲示などが定められ、それに関連するものとして開発許可条例、紛争予防条例、建築基準法の規定がまとめられています。4-3がその具体的な手続きの流れです。右側の「事前説明のフロー」が分かりやすいですが、許可申請をやる前に標識の設定や事前説明をやって、許可申請、工事の届出を行って、という流れで工事が着手されます。標識の設置や事前説明の期間としては、標識設置が30日前、事前説明が20日前までに行い、大規模なものに関しては60日と40日になっているという話です。私がちょっと気になったのが、工事の届出のところは工事着手日の30日前までとなっていますが、大規模なもの時も30日という形でいいのでしょうか。他のものはどちらかというと、大規模なところは日付には余裕があったのかなと思いましたが、工事の届出は30日でも大丈夫なのか、周知させるという意味で、60日と40日で、工事の届出自体はいずれによらず、30日でもいいということですか。

事務局 : 先程の資料の3の規模要件にあるように、工事の届出は特盛区域における規模が小さいものになります。届出対象のものについては、法文の中で周知措置の規定がないため説明の義務はありませんが、市としましては規模が小さくても盛土等行われるため、現地にお知らせの看板を設置するということを義務づけたいと考えて、この規定を設けています。

委員長 : 届出対象となるのは規模が小さいものですね。許可対象と届出対象は別の流れで、並列でいくわけではないですね。

事務局 : そうです。規模に応じて届出のものと許可のものがありますので、許可対象のものと比較して届出のものは緩やかな規定になっています。

委員長 : 分かりました。こういう流れになっていますが、いかがでしょうか。

委員 : 事前説明の際にも質問させていただいた件ですが、4-3ページの周知文面は全部工事着手まで標識を設置するということですが、工事中はその標識はないという解釈でいいですか。

事務局 : 資料の4-2に「標識の設置（法第49条）」がありますが、工事の許可や届出がされた後は現地にその旨の看板を設置するように法律で定められていますので、お知らせ看板は着手までとさせていただきます。

委員 : そうすると、工事中は工事前の周知の内容に似たような看板が設置されるということですか。

事務局 : 許可番号など、許可した旨が掲載された標識が設置されます。

委 員 : 許可後は、工事が終わった後もその標識は残っているのですか。

事務局 : 工事が完了すれば撤去されます。

委 員 : 完了した後はどういう盛土をしているかは現場に知るような看板はないということですか。

事務局 : そうです。建築確認や開発許可の場合も工事中は看板が設置されますが、完了すればそういう看板は全部撤去されます。

委 員 : それは、今までの話でいくと、宅造区域の方はそのようになり、特盛区域の方についても似たようなことですか？

事務局 : 両方同じです。

委 員 : 盛土した後、看板はないということですか？

事務局 : 工事が終わってしまえば看板は撤去されます。

委 員 : 土石の堆積については、消えるまでが工事中ということで、土石を置いている間は看板があるということですか。

事務局 : 土石の堆積に関しては、撤去するまでが工事中となるので、堆積を行っている間は設置していることになると思います。

委 員 : 土砂を置いている間はずっと看板がある、周知されているという解釈で良いですか。

事務局 : はい。

委 員 : 分かりました。ありがとうございます。

委 員 : 少し確認ですけど、この標識というのは盛土する場所に置くのですよね。

事務局 : そうです。現地に設置します。

委 員 : 基本的に周辺住民への周知を兼ねていると思うのですが、例えば熱海の盛土み

たいな山の中にあると、そもそも標識による周知の意味っていうのが形骸化しているのかなと思うので、それは住民説明でフォローするという認識でよろしいでしょうか。

事務局 : 標識は現地に立てて、影響の及ぶ方へは、事前説明により、きちんと説明を差し上げるという考え方です。

委 員 : 分かりました。ありがとうございます。

事務局 : 資料の 4－1 長期未完了案件への対応案について、現在の土砂条例での許可の取消しは、「着手後 1 年以上事業を実施しない場合」となっている。今回 10 年経過したものという案は、開発許可条例を踏まえたものとなっているが、土砂条例との整合性の点から少し整理が必要ではないか。

事務局 : 土砂条例の方は、未着手について規定されていると思っております。開発の方は着手して途中で終わっている場合も含んでいるので、1 年では厳しいと考え 10 年となっています。土砂条例を踏まえ表現を変えるというようなことは今後検討の余地はあるのかなと思います。

事務局 : 10 年経過しないと許可取り消しができないと捉えられかねないことを心配している。市において、許可取り消しが「できる」という規定であれば、もう少し期間を短く考えても構わないのではないか。

事務局 : すみません。そこは行政の方で調整して、次回提示させていただきます。

委員長 : 分かりました。おっしゃる通りかもしれないですね。10 年間とりあえず決めとく、じゃなくて、多分土砂条例は空白期間が 1 年ぐらいあると、それが問題になるということじゃないかなと。何も行われない期間が 1 年以上あったときにという話ですね。

事務局 : 例えば長期着手しなかったものを 1 年とし、着工後については 1 年では厳しいので、その辺りの表現を変えるというやり方はあると思うので、検討させてください。

委員長 : 分かりました。そこは結構重要ですね。土砂条例の内容も踏まえた内容にした方がよいのかなと思います。

委 員 : 僕も 10 年は長いなというところはあります。ずいぶん昔ですが茨城にいた時に造成地が未完了なところで、管理が変わる、事業者が変わるっていうケース

がありました。途中で頓挫して、次、また次ってなった時に 10 年の中にそういうのがあると、当初に周知されたもの、造成の内容が実際きちっと施工されるのかな、やってもらえるのかなという不安はあるので、事業者が変わるタイミングでも、許可から何年というのを決められたらいいのかなと思います。10 年というのは多分大規模造成地みたいなところを念頭に置いていると思います。大規模で途中で頓挫するようなものもあれば、小さい盛土もやはり頓挫する可能性もあって、その場合は多分 1 年単位の方がいいのかなと。大きい規模になってくると、10 年とかになるのかなと考えると、その許可申請を出す時に工事予定期間みたいなものが出されると思うので、例えばそれを超えて 1 年以上経っている分を対象にするとか、フレキシブルに対応できるような規定の方がいいかなと思いました。ご参考いただければと思います。

事務局 : ありがとうございます。

委員長 : その点については、事務局でちょっと揉んでもらうということにしたいと思います。

委員 : 住民の周知とか情報提供というのは非常に重要だと思います。4-2 の「住民への周知方法」で「①～④のいずれかの方法により行う」となっています。説明会や資料の配布、掲示、インターネットなどありますが、もし、仮に説明会をした場合、その資料は説明会だけで配っておしまいなのか、あるいはインターネットで市民の誰でも見られるような状況にしておくのか、というのはどのようにお考えでしょうか。

事務局 : 基本的には説明された住民対象の書類になるので、インターネット等での公開は考えていません。

委員 : そうすると、例えば将来、その地区に住んだ人は説明会の情報は得られないという感じになるのですか。工事中だけ、その時だけ情報があれば OK で、将来は特盛も含めて情報が得られなくてもいいということにしてしまうのですか。先ほど看板の位置の話もありましたが、当然現地に置くのは必要だと思いますが、例えばインターネット上で公開しておけば、気がつかなくても、何かしらの方法で住民がその情報にたどりつく可能性はあると思います。

事務局 : 許可をしたものは、位置や場所、盛土の規模などは、公表するように法律で決められていますので、事前説明の資料という形では皆さんは閲覧できませんが、許可があった物件という形での閲覧はできるようになります。

委員 : その情報は共通というか違った内容が出るわけではなくて、同じような情報が

載っていると。

事務局 : そうです。盛土の規模や高さなど、そういったものについては公表するようになっていきますので、同じ情報が閲覧できることになります。

委 員 : 分かりました。ありがとうございます。

委 員 : 工事をやっていて、当初の予定から変わってきて、設計どおりのものではなくなった時に、許可はその都度許可になるのかということと、事前に住民に説明して、内容が変わってきた場合に改めて説明をする必要があるのかどうか、現在の運用方法がどうなっているのか教えてほしいです。

事務局 : 当初の設計内容と変わる場合は変更の許可が必要です。その場合、住民の方にも説明した内容よりも過度な状況になる場合、小さくなる場合は良いのですが高さがさらに高くなる場合などは再度説明が必要になります。

委 員 : 分かりました。ありがとうございます。

委員長 : 今、市民への周知報告に議論が集中していますが、他に意見はありませんか。

事務局 : 確認ですが、4-2で、インターネットで閲覧可能となっているが、福岡市の場合は4-3の「周知措置の手続き（案）」にある原則面談で実施するという事ですね。

事務局 : はい。

委員長 : 細かい話ですが、許可申請の30日前、事前説明は20日前といったところは、4-2ページ下にある＜参考＞にある条例などを参考に設定しているのですか。

事務局 : 基本的には、紛争予防条例や開発許可における標準期間を加味して大体同じ期間になるように設定しています。

委員長 : 紛争予防条例と期間が大体一緒だと思って見ていましたが、それを参考に決められているという事ですね。分かりました。これが一番余裕をもって知らせる事となるので、一番長いものに準じて決められていると思いました。それと、水野先生、村上先生にお聞きしたいと思っていたところですが、どの範囲の住民の方に周知するのかというのが＜参考資料＞4-4の平地盛土、土砂の体積は盛土の高さ2倍の範囲、腹付け盛土の場合は盛土の高さの5倍、溪流だと勾配が2度以上の範囲ということですが、この辺りについてどうですか。私が気

になったところは、2 度以上の範囲はかなり広くなるのではないかというのが 1 つと、溪流から片側横幅 25m で 50m とっているが、このぐらいの範囲で良いのかというのは少し難しいところではないでしょうか。

委 員 : 開発の制限ではなく周知が目的なので、広めでも良いのではないかと個人的には思います。

委員長 : 25m というのは、土石流が起こったりする所ではもっと広くなったりしないですか。

事務局 : 腹付け盛土は 30 度で広がりを出そうと思っており、4－5 のイメージ図に分散角度 30 度部分を記載しています。溪流については下流を流れるので、分散角度という考え方はしていません。そこについて私達もどれくらいが適当なのかというのが難しいので、できれば御意見をいただけると助かります。

委員長 : そうですね。なかなか我々もすぐに答えが出せるかというところ結構難しいなと思っています。

委 員 : 土石流として流下した時の到達の範囲というのを、土石流ハザードマップを準用して決めるというのが合理的かなというふうに思います。その時のイエローゾーンの範囲という事でかなり広くなるのではないかと思います。

委員長 : これって土石流危険溪流に該当しない場合がありますよね。イエローゾーンとレッドゾーンが決められていないような気がします。

委 員 : 別途決める。それを業者がやるのでしょうか。

委 員 : 溪流の定義はどうなっているのですか。

事務局 : 溪流の定義は、資料 4－4 <溪流等> 「溪流等」が示す範囲となっています。

委 員 : 等高線を見て決めるとか、そういうのではないのですか。

事務局 : 国から考え方が示されています。実際に事業者では「溪流かどうか」というのはわからないと思うので、そこは事前に地図で「溪流と溪床の箇所」と示した地図を公開しようと思っています。

委 員 : 砂防での溪流の定義があるのですが、等高線を見て幅と奥行き之比があります。もしそれが砂防でいう溪流に該当している上で、且つ 10 度以上の溪流があつ

て人が住んでいたら、間違った考え方になっているはずなので。ただ、調査時点で人がいたけれども、今はいない場合、実は土石流危険渓流の調査というのは平成 11 年で終わっていて、その後土砂災害防止法で調べているので、人がいけばイエローゾーンはあるはずですが、この特盛の地域に人がいなくても周知するかどうかというのは気にはなっています。

事務局 : 人はいなくても、土地の所有者に説明させる予定です。

委 員 : もし人がいるところであれば、基本的にイエローゾーンはあるはずなので、それを流用すればいいですが、それはおっしゃるとおり、かなり広いですね。周知も説明会をするととなると大変な気がします。効率的な周知の方法を考えた方が良いのかなという気はします。人がいないところについては多分現状していないかと思います。実際は広がると思うので、人がいなければそこまで説明しなくてもいいかもしれないという気がします。

事務局 : 土砂条例の許可を運用する立場からすると、周辺住民への説明義務は大変ありがたい規定である。山間部での盛土等の開発は、太陽光パネルや資材置場等の造成の案件であるが、山林を切り開いた土地から土砂が流れ出たりして、トラブルになる事例がある。周囲に住民がいなくても、渓流の川下に集落があったりして、必ず校区の一部となっている。周囲に人家が無くても、地元校区等への説明は十分実施してほしい。

委員長 : 周知の範囲は適切に決めた方が良いということですね。土砂災害警戒区域を参考にしたらいいという話もありますが、中々難しいところですね。

委 員 : イエローゾーンについては、本当に土石流が流れるかどうかという判定はしていないです。渓流があって土石があったら土砂災害がある程度及ぶという設定の仕方をしています。逆にレッドゾーンは正確に土砂量を把握して、流れてくる土砂が家を倒すかどうかという判定をして設定するものになっています。もし、盛土を上流部で行ったら、本来であれば普通の土石流になります。しかも渓流に近いところで盛土をしたら、土砂量のピーク流量は増えます。土砂量に対して 1% で決めますから。本来なら下でレッドゾーンが増えて、広がっていいのではないかなと言われれば、実はそのとおりで、今のルールならそのとおりとなってしまいますね。土砂法とこの法律は別の話で違うけれど、砂防の観点からは堰堤を作ってくださいという話になってしまい、堰堤を作るのはお金も時間もすごくかかるので、とてもそんな事は出来ないと思います。結構悩ましいかなと思います。

委 員 : 例えば住民説明のエリアを決めたとして、そのエリア外まで土砂が流れてしま

った場合、なぜ福岡市はそのくらいまで広げなかったのかというのをどう説明するかを考えると、広めにとっておいた方がいいというのが個人的感想です。話は変わりますが、腹付け盛土と谷埋め盛土という言葉が出ていますが、谷埋め盛土はどれに該当するのですか。

事務局 : 資料 4－3 の一番下に記載しています。

委 員 : 溪流がない谷埋めもあります。谷を開削している所を全部埋めると、平地まで行ったところは溪流もなくなり、沢もなくなるのでそういう場合も谷埋め盛土になります。腹付けもそうですが、地震に対して壊れているケースが多いですからここは書き方を慎重にしないといけないと思います。もう一つ、壊れた盛土はどこまで行くのかというのが説明しなければいけない範囲だと思いますが、多分盛土の下の斜面が急な斜面なのか、あるいは崖があるのか、平なのかで到達範囲が全く変わってきますので、そこをどう合理的に決めるのかを考えないといけないですし、うまく機能しない範囲指定になってしまう可能性があると思います。

事務局 : 元々の地盤の勾配が 10 分の 1 超と以下で一応分けています。勾配が 10 分の 1 以下の所は盛土の高さが 2 倍、10 分の 1 超の所は盛土の高さが 5 倍というふうに、少し幅を変えて設定しています。国の技術的助言をもとに設定をしているところです。範囲として足りないということであれば、ご意見いただければと思います。

委 員 : 色々なケースを考えると土砂がどこまで到達するか解析自体も難しいですし、具体的な報告もないので経験的なもので決めていくなどケースバイケースで考えるほかないと思います。過剰に設定する場合もあれば過小評価してしまう場合もあると思います。

事務局 : 条例化するのは来年度なので、今回は国の助言をもとに市としての考え方をお示ししています。もっと適切な範囲の設定の仕方があれば教えていただければと思っております。

委 員 : 国の規定などあれば一番いいですし、なければ色々考えてみたいと思います。

委員長 : ここは技術的な事も絡みますし、行政的なことも絡むということで、本日お示ししていただいている資料、2 度で両側 25m というのは、周知のためにより大きな範囲を設定するというのがコンセプトと思っています。水野先生が言われたイエローゾーンというのは、土がどれぐらいあって、それが段々降りてきて堆積するというふうに決まっていますが、周知するという面からいうと、こう

いう少し粗い決め方でもいいのかなという印象です。イエローゾーン、レッドゾーンに盛土をする、しないというのは根本的に話し合わないといけないと思いました。

委員 : 例えば、住宅地の一番上に盛土があり、下のほうに向かって道路があるところは崩壊すると土石流になると思います。土砂流として道路の上を流れ下ってくるということが考えられるので、そういう場合はこれだと腹付け盛土に入ってしまうですね。溪流によるものとは違う土石流となりますが、腹付け盛土の規定に入ってしまう所もありそうな気がします。我々の中で、住民説明の範囲は共通認識を持っていた方がいいと思います。

事務局 : 資料4-4は国の技術的基準で、説明範囲の例として列記されていますが、福岡市として周知の範囲は、広めになるものを選択しています。基本的には国が示めているものを考えていますが、運用の中で、説明範囲外でも知りたいという方が出てくれば、説明などの対応をしたいと思っています。また、今、委員の皆さまからのご意見では、説明範囲は個々の土地状況等を見ないと分からないということだと思いますが、そういうところは皆さまからの意見を踏まえて、許可条件の中で個別に対応することができるとしています。今後、委員の皆さまの意見を参考にして、一定のルールとして運用マニュアルにまとめていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 : 分かりました。どうもありがとうございます。少し継続審議が必要というところで集中しすぎていましたが、よろしいでしょうか。次の議題に移りたいと思います。次の審議は2つまとめてということによろしいですね。

事務局 : **事務局より資料5「既存盛土等調査について」、資料6「大規模盛土造成地調査について」説明**

委員長 : これまでの説明はどちらかというと、盛土規制法によって、これから造られる盛土をこういう規制をしていこうしようということでしたが、今回説明していただいたのは、すでに出来上がっている盛土はどう扱っていくのかということでした。資料の方は既存の盛土をこういったスケジュール、方法で調査していくというものになります。まずは、資料5について何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。3,000 m²以上のものを優先して、それ以下の盛土も災害が発生しやすいものは優先しようというものになっております。まずは調査から始まって、どこにあるのかというのを明らかにして、その後決められた流れに沿った調査を行い、その結果についてカルテを作って、対策が必要か必要じゃないかというような判断をして、それらの調査結果から安全性把握調査の優先度評価をやって、経過観察なのか対応不要なのかという手順で、既存の盛

土はこういった考え方でやっていくというようなものです。前回私が指摘しました、大規模盛土造成地調査で調査不可になったものが、この調査の対象になるという認識でいいですか。

事務局 : はい。

委員長 : わかりました。3 年から 4 年ぐらいで調査が終わるというような感じですが、大体こういうスケジュールですか。

事務局 : 現時点での案としてお示ししているため、今後、期間を延長する可能性もあると考えています。

委員長 : 大規模盛土造成地調査を行った盛土は、既存盛土等調査が終わっている扱いという認識でよいですか。

事務局 : 大規模盛土造成地調査は宅地に関する調査であり、調査を実施した盛土については、既存盛土等調査が終わっている扱いとなります。

委員長 : この調査の結果は、次に説明してもらった大規模盛土造成地調査の中に入るっていう形ですか。別ですか。

事務局 : 別です。

委員長 : その辺がちょっともやもやとしているところです。既存盛土等調査と大規模盛土造成地調査が別個に進んでいっているような感じがあるので、どこかで集約していかないといけないのかと思いました。

事務局 : 現状、それぞれにガイドラインがありまして、それぞれ違う形になっています

委員 : 盛土を調査して、安全か安全じゃないかを判断しないといけないところが一番大きな山かなと思います。危険だと分かった時に、どういう行動をとるのかというところは何か現在考えられているのか、やり方があるのか教えていただきたいです。

事務局 : 現状、ガイドラインに則っての判断になりますが、あくまで危険だと判断された部分については、原則として土地の所有者の方々に対応していただくことになります。行政としては、速やかに調査結果をお伝えしていくということになります。

- 委員 : 多分、現状では公的資金を入れてないので、民間の土地だから個人でやってもらうと思うが、住民の方とかは分からないと思うので、最新の補修技術ややり直しの技術など、何かそういう情報も少しずつ集めながら、市の中で相談窓口を設けたり、あるいは外郭団体など使ったりと、そういうところも並行してやっていただけると良いかなと思いました。
- 委員長 : 2次スクリーニング計画の結果判定された、A1 ランクが4箇所、A4 ランクが1箇所の計5箇所について、2次スクリーニング調査をすると思うが、今後調査対象が増えたり減ったりしないのですか。
- 事務局 : 大規模盛土造成地調査につきましては、去年の12月に国から経過観察のマニュアルが出ておりまして、マニュアルに沿って経過観察を行っていくと思います。今後、その経過観察の結果を受けて、調査対象盛土が出てくる可能性はありますが、現状は、フローによる判定等で固まったこの5箇所で2次スクリーニング調査をしていくことになります。
- 委員長 : 今日の審議事項まとめてみたいと思います。資料2の区域指定の考え方については、50戸以上で、空白地帯を出来る限り取り込むという方針で良いのではないかなというふうに思います。資料3の技術基準の上乗せについても特段の意見は出ませんでした。村上先生から3-1の資料で擁壁にも色々なスタイルがあって、擁壁と限定して捉えられないような形が良いのではというご意見がありました。資料4のところは運用するに当たって、追加の事項が必要ですよというところに関しては、長期未完了案件のところは開発条例で10年というのを基準にされていますが、土砂条例で1年以上空白があったような場合を想定して、事務局の方で考えて文言を入れていただけるかなと思います。そして、今日一番意見が出たのは、周知をする範囲をどうやって決めるのかというところはできる限り多くは周知した方がいいというものと、あとはそれをどうやって決めるのかというところは皆さんから意見が出たかと思います。これはもう少し審議する時間があるということです。委員の先生方にいい事例でもあれば何か情報提供いただけると良いかなと思います。既存盛土調査、大規模盛土造成地調査については、特段の意見はなかったかと思います。住民周知のところは、土砂災害警戒区域のイエローゾーンとレッドゾーン兼ね合いについても意見が出たかと思います。それでは皆さん、長時間の審議どうもありがとうございました。

以上